

## 春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等の健全で衛生的な生活の確保及び向上を図るため、寝具乾燥及び寝具交換事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「寝具乾燥」とは、布団及び毛布の丸洗い乾燥又は乾燥を行うサービスをいう。

2 この要綱において「寝具交換」とは、布団カバー及びシーツを交換するサービスをいう。

### (対象者)

第3条 事業を受けることができる者は、市内に住所を有し、居住する在宅の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 65歳以上で、その者及びその属する世帯の家族等が、心身の障がいや傷病等の理由により、寝具類の衛生管理を行うことが困難である者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者
- (3) 全ての世帯員が事業を受ける月の属する年度（事業を受ける月が4月又は5月のときにあっては、前年度）に納付すべき市民税が非課税となる者又は市の条例で定めるところにより当該市民税を免除された者

### (手数料)

第4条 事業に係る手数料は、無料とする。

### (実施回数等)

第5条 寝具乾燥の実施回数は、年4回とし、対象者1人につき1回4枚以内とする。

2 寝具交換の実施回数は、月2回とし、1回につき、布団カバー1枚及びシー

ツ2枚とする。

(申請)

第6条 事業を受けようとする者は、高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその可否を決定し、高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業利用決定通知書(第2号様式)又は高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業利用却下通知書(第3号様式)により前条の申請者に通知するものとする。

(届出)

第8条 前条の規定により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 市内に居住しなくなったとき。
- (2) 第3条の対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。
- (4) 居住地又は氏名を変更したとき。

(利用の解除)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことがある。

- (1) 前条第1号から第3号までの規定に該当するとき。
- (2) 虚偽の申込その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用を解除したときは、高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業利用解除通知書(第4号様式)により利用者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 春日井市ひとり暮らし老人寝具交換事業実施要綱（昭和57年12月1日施行）及び春日井市寝具乾燥事業実施要綱（昭和51年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱の規定は、平成26年4月1日以後に事業を利用する者について適用し、同日前に事業を利用する者については、なお従前の例による。
  - 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者寝具乾燥及び寝具交換事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。